

議 事 概 要

会議名	特定個人情報保護評価第三者点検委員会
開催日時	平成31年3月22日（金） 9：54 ～ 10：56
開催場所	ビジョンセンター永田町 B1 101会議室
出席者	<p>第三者点検委員 川上委員、藤原委員、水町委員</p> <p>一般社団法人地方税電子化協議会事務局 加藤理事長、江尻専務理事、羽生部長、小笠原部長、庄野部長、田中室長、軽部、堀場、齋藤(慶)、油原、濱岡、有馬</p>
会議資料	別紙のとおり
議事内容	<p>1 開会 2 理事長挨拶 3 評価書点検</p> <p>○点検に入る前に、委員の互選により、藤原委員が座長に選出された。 ○平成30年9月14日に実施した特定個人情報保護評価との差異を含めて、添付資料に基づき概要を事務局から説明した。</p> <p>《質疑等》 (委員) 全項目評価書について3点質問する。</p> <p>① 「寄附金税額控除に係る申告特例通知書の電子化に伴う対応」とあるが、eLTAX で取扱うことによりメリットは生じるのか。例えば、地方自治体で Excel を用いてマイナンバーを管理していた結果、氏名欄とマイナンバー欄がずれて送付したというインシデントがあったが、そういうインシデントがなくなるという認識でよろしいか。</p> <p>② 今迄個人番号の送付については郵送だったが、それが電送することとなり、業務効率化、経費削減やセキュリティ対策としての効果が期待できるものという認識でよろしいか。</p> <p>③ 全項目評価書概要版の43Pで「バックアップセンター」についても監査、点検の対象になっているのはセキュリティの面でも非常に大事なことである。それらに加えて研修の実施対象にもなっているようだが、バックアップセンターの運用保守に携わる職員の方を対象としているという認識でよろしいか。</p>

(事務局)

- ① eLTAX が情報連携サーバや中間サーバにアクセスできないので、誰が、どの個人番号に紐付けされているかは確認できない。地方公共団体から個人番号の本人確認結果を送付してもらうのは個人事業主が対象となっており、今回の寄附金税額控除に係る申告特例通知では寄附者の本人確認結果が送付されるわけではないため、地方公共団体の業務においてずれて紐付けされていた場合であっても、こちらで正誤は確認できない。
- ② 委員の認識のとおりである。
- ③ メインセンター、バックアップセンターどちらも同じ水準で監査を実施するため、それぞれに研修を行う。

(委員)

eLTAX を経由して送付が完了した個人番号は、受け取った各地方公共団体それぞれで個人番号の管理をお願いすることとなり、eLTAX は責任関与しないという認識でよろしいか。

(事務局)

寄附金税額控除に係る申告特例通知の個人番号の管理は、個人番号利用事務実施者である地方公共団体が行う。地電協は関係事務実施者であるため、地方公共団体側で管理責任を負ってもらうこととなる。

地方公共団体側で寄附者から個人番号を収集・確認し、提供することから地電協の立場から指導はできないが、地方公共団体側には eLTAX でも個人情報保護評価を実施する旨を周知する。

(座長)

他に質問や意見がなければ以上とし、点検を終了する。